

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、平成 10 年 5 月に制定された被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)(以下「支援法」という。)の附帯決議に基づき、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、「被災者生活再建支援金」の支給の運用状況、課題等を調査・分析することを目的として実施した。

<参考> 被災者生活再建支援法案に対する附帯決議

(平成 10 年 5 月 14 日 衆議院災害対策特別委員会)

本法施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1. (略)
2. この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

2. 調査の構成

上記の目的により、以下の調査を実施した。

(1) 被災世帯調査

調査の対象

平成 13 年に自然災害に被災し、支援法の適用を受け、かつ、支援金の支給のあった被災世帯の申請者。

調査対象世帯数

調査対象世帯の合計は 92 世帯である。県別の調査対象世帯数は以下に示すとおりである。

広島県	52 世帯
高知県	30 世帯
沖縄県	10 世帯
合計	92 世帯

調査項目

- ・住家被害の状況
 - ・「被災者生活再建支援金」の支給制度をどのようにして知ったか
 - ・申請書の記入に対する市町村職員の支援について
 - ・申請書の記入の仕方でわかりにくいところについて
 - ・「被災者生活再建支援金」が振り込まれた時期
 - ・「被災者生活再建支援金」の役立ち具合
 - ・「被災者生活再建支援金」で必要な物品が購入できたかどうか
 - ・通常経費の対象物品で必要ないと思われるもの
 - ・通常経費の対象となっていれば購入したかったもの
 - ・冷暖房器具の購入台数
 - ・「概算支給」の活用状況
 - ・「概算支給」の手続きに関する意見
 - ・「概算支給」を活用しなかった理由
 - ・「被災者生活再建支援金」が実際に必要となった時期
 - ・「被災者生活再建支援金」の申請期間について
- 等

調査の方法

被災世帯の申請者に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

(2) 被災市町村調査

調査の対象

上記被災世帯について支援法の支援金支給実績があった市町村の担当部局。

調査対象市町村(5市町村)

広島県	呉市
高知県	土佐清水市、大月町
沖縄県	沖縄市、渡名喜村

調査項目

- ・被災世帯の把握について
- ・被災世帯の把握に要した期間
- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・制度の住民に対する説明方法と被災から説明までの日数
- ・被災世帯から多かった質問

- ・申請書類の受付体制を整えた時期
- ・申請書類や事務手続きの改善すべき点
- ・「被災者生活再建支援金支給制度」で理解しにくかった点や運用上の疑問点
- ・制度に対しての意見

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

(3) 被災県調査

調査の対象

上記被災世帯について支援法の事務作業を行った県の担当部局。

調査対象県(3県)

広島県、高知県、沖縄県

調査項目

- ・被災世帯の把握について
- ・被災世帯の把握に要した期間
- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・制度の住民に対する説明方法と被災から説明までの日数
- ・被災世帯から多かった質問
- ・申請書類や事務手続きの改善すべき点
- ・「被災者生活再建支援金支給制度」で理解しにくかった点や運用上の疑問点
- ・制度に対しての意見

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、全ての調査対象県を訪問して回収。同時に担当者から聞き取り調査を実施した。

3. 調査の実施期間

平成14年11月～平成15年3月

4. 調査の実施主体

内閣府の委託を受けて、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部が実施。

5 . 回収状況

- (1) 被災世帯 58.7% (54 / 92 世帯)
- (2) 被災市町村 100.0% (5 / 5 市町村)
- (3) 被災県 100.0% (3 / 3 県)

6 . 本報告書の注意点

- (1) 本報告書中の百分率は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計は 100%にならない場合がある。
- (2) 本報告書における自由回答などの記載内容については、回答者によって制度に対する理解が十分でない場合もあり、誤解に基づいた回答となっている等のケースもあることから、調査結果の利用にあたってはこの点に関する注意が必要である。

調査結果の概要

1. 被災世帯調査

本制度が「非常に役立った」とする人は81.5%、「役立った」とする人は14.8%であり、ほとんどの人が「役立った」と回答している。また、約6割の人が支援金で必要な物品をすべて又はだいたい購入できたとしており、制度は高く評価されている。

制度の認知方法に関しては、約5割の人が市町村から直接連絡を受けている。自由回答では、「速やかな情報伝達」を求める意見が見られる。

申請書の記入に関しては、手助けを受けた人が約8割となっている。また、自由回答でも「申請の手続きの簡素化」を指摘する意見が見られる。

この他、「支給対象世帯の要件」や「支給対象品目の制限」などについて見直しを希望する意見が見られる。

通常経費の対象物品の中で必要性が少ないと考えられているものは、「自転車」(50.0%)、「ミシン」(40.7%)などとなっている。一方、仮に通常経費の対象となっていたら購入したかったものについては、「電気ポット」(38.9%)、「時計」(37.0%)、「ビデオデッキ」(31.5%)などがあげられている。

概算支給制度に関しては、活用した人と活用しなかった人はほぼ半々に分かれた。自由回答では、「手続きがわかりにくい」ことなどが指摘されている。

2 . 被災市町村調査

被災世帯に対する周知は、多くは直接文書や口頭で通知している。

本制度について理解しにくかった点や運用する上での疑問点としては、支給対象世帯、支給対象品目及び支給限度額に関することなどがあげられている。

< 支給対象世帯について >

- ・所得制限などの要件の緩和についての意見があげられている。

< 支給対象物品及び支給限度額について >

- ・特別経費の概算払いの額の計算方法の簡素化について、通常経費と特別経費の区分の廃止についての意見があげられている。また、対象となる医療用具や福祉用具の承認方法の簡素化についての意見もあげられている。

3 . 被災県調査

被災世帯に対する周知は、おおよそ2週間以内には全ての県が終了している。

制度についての意見は、支給対象世帯の要件の緩和、同一災害により被災した全市町村の全壊世帯に対しての制度の適用を求む意見があげられている。